

米国デジタルミレニアム著作権法(DMCA)の適用限界に初の連邦控訴裁判所判断

——再製品の利用は果たして許されるのか？純正品 対 再製品——

中 嶋 知 子*

抄 録 米国では1998年10月にデジタルミレニアム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act, 通称DMCA) が成立し、本法律は2000年10月に施行された。この法律は、デジタル時代の著作権の不正コピーに対処するために新しく設けられた法律である。しかし、最近このDMCA違反を理由に、ハードメーカーが自社のハード製品を消費者に販売した後も自社の純正品の交換部品・消耗品を消費者に購入させるために、ハード製品にコンピュータチップを組み込むようになった。ハードメーカーの純正品は、非純正品を製造する再製品業者製品より高額であり、消費者は純正品を購入せずに再製品に流れる傾向があるためそれに歯止めをかけるためだ。もちろんこのコンピュータチップがなければ再製品は、ハードに装着されても作動しない。そのため、再製品業者もこれに対抗してそのコンピュータチップに似たものを開発するようになった。ハードメーカーは2000年に改正されたデジタルミレニアム著作権法 (DMCA) に目をつけ、この法律に基づいてコンピュータチップのコピー違反として、再製品業者およびコンピュータチップ開発会社を訴えるケースが生じてきた。この訴訟は、DMCAを悪用した訴訟であると見なされどこまでDMCAが適用されるのかについて、はじめて連邦控訴裁判所が判断したケースとして注目されていた。

目 次

1. はじめに
2. デジタルミレニアム著作権 (DMCA)
 2. 1 概 要
 2. 2 例外規定
3. Lexmark v. Static Control Components事件
 3. 1 事件概要
 3. 2 連邦地方裁判所判決
 3. 3 仮差止処分
 3. 4 米国著作権局の意見
 3. 5 連邦控訴裁判所判決
4. The Chamberlain Group v. Skylink事件
 4. 1 事件概要
 4. 2 連邦地方裁判所判決
 4. 3 連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) 判決
5. 考 察
 5. 1 DMCAの拡大解釈への歯止め
 5. 2 ビジネス手法の問題点
 5. 3 特許制度との混同

6. おわりに

1. はじめに

安かったのでプリンタを買った。しかし、消耗品であるトナーが高い。結局、プリンタを使い続けるうちにかなりの額を出費している…といった経験がないだろうか？

近年、一つのビジネス手法として、メーカーは、メーカー自身のハードを市場価格より安く売り (時には原価割れで)、その交換用部品・消耗品を高額で販売して利益を出すというビジネス手法が確立してきている。しかし、交換用部品製造会社 (再製品業者) がそのメーカー製品に対応した交換用部品の販売をはじめ、その

* 弁理士 Tomoko NAKAJIMA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

結果、メーカーの売り上げにマイナスの影響を及ぼしている。これに対抗して大手メーカーは、自社のハード製品にコンピュータチップを組み込むようになった。このコンピュータチップがなければ交換部品は、ハードに装着されても作動しない。そのため、交換用部品製造会社も更に対抗してそのコンピュータチップに似たものを開発するようになった。

さすがにここまで来ると大手メーカーも手段が何もないと思われたが、2000年に施行されたデジタルミレニアム著作権法（DMCA）に大手メーカーは目をつけ、再製品に対して訴訟を提起するのではなく、この法律に基づいてコンピュータチップのコピー違反としてコンピュータチップ開発会社を訴えるケースが生じてきた。

このようなハードメーカーがこの類の訴訟に勝つなら、様々な分野で似たようなビジネス手法をとっているメーカーが訴訟に乗り出すことが予想された。すなわち、様々な機材間で相互運用できる、消費者の生活を便利にする再製品がますます出回りにくくなり、ひいてはそれが需要者にコスト負担という形で跳ね返ってくる。このようなチップを製品部品に組み込むことで、例えば、プリンタメーカーがトナーカートリッジに、自動車メーカーが交換用ワイパー、タイヤ、その他の自動車部品のアフターマーケットでの競争を排除したり、カメラメーカーが交換用レンズ・フィルムに、またその他にも筆記用具の交換用インク、携帯電話の交換用バッテリーなど様々な商品間でも同様のことが行われかねない。

このような観点からこの訴訟は注目されていた。特に、本原稿で紹介する一連の事件は、この種の訴訟に関するはじめての連邦控訴裁判所およびCAFCの判決であり、これらの訴訟を通して、デジタルミレニアム著作権法（DMCA）の適用範囲はどこまでなのかがはじめて控訴裁判所レベルで検証された。

2. デジタルミレニアム著作権法(DMCA)

2.1 概要

デジタルミレニアム著作権法（Digital Millenium Copyright Act）¹⁾とは、1998年10月に成立し2000年10月に施行された、米国の著作権法の一部であり、通称DMCAと呼ばれる。1996年12月にWIPO（世界知的所有権機関）で締結された「著作権条約」および「実演・レコード条約」に基づき制定されたもので、デジタル化された情報の著作権のあり方などを規定している。米国議会は当初、デジタル時代の著作権問題、基本的にはデジタル音楽やデジタル映画などの芸術作品の不正コピーに対処するためにDMCAを制定した²⁾。

具体的にDMCAは、上述のWIPOによる「著作権条約」および「実演・レコード条約」を実施するための規定として従来からの米国著作権法である合衆国法典17巻に「第12章 著作権保護および管理システム」を加えるものとして制定された。特にWIPO著作権条約の11条「技術的保護手段（technological measures）」を受けて、DMCAでは第12章1201条において、次の規定を設けた。

(1) 17 U.S.C. § 1201(a) アクセスコントロール技術回避³⁾ 禁止規定 (Violations Regarding Circumvention of Technological Measures)

(2) 17 U.S.C. § 1201(b) 権利保護技術措置規定

(3) 17 U.S.C. § 1202 著作権管理情報規定 (Integrity of copyright management information)

DMCA1201条(a)(1)は、「何人も、本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避してはならない」と規定し、1201条(a)(2)は、「何人も、(A) 著作物へのアクセスを効果的にコントロ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ールする技術的手段を回避することを目的として設計されまたは製造されるもの、(B) 著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避する以外には、商業的に限られた目的または用法しか有しないもの、または(C) 著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避するために使用することを知っている者またはこれに協力する者によって販売されるもの、に該当するいかなる技術、製品、サービス、装置、部品またはそれらの一部分を製造し、輸入し、公衆に提供し、供給しまたはその他の取引を行ってはならない」と規定する(17 U.S.C. 1201(a)⁴⁾)。また、1201条(b)は、「何人も、(A) 著作権者の権利を効果的に保護する技術的手段により施される保護を回避することを目的として設計されまたは製造されるもの、(B) 著作物またはその一部に対する本編に基づく著作権者の権利を効果的に保護する技術的手段により施される保護を回避する以外には、商業的に限られた目的または用法しか有しないもの、または(C) 著作物またはその一部に対する本編に基づく著作権者の権利を効果的に保護する技術的手段により施される保護を回避するために使用することを知っている者またはこれに協力する者によって販売されるもの、いずれかに該当するいかなる技術、製品、サービス、装置、部品またはそれらの一部を製造し、輸入し、公衆に提供し、供給しまたはその他の取引を行ってはならない」と規定する。このように、1201条(a)、(b)は、いずれも、伝統的な著作権の中心的な内容である「複製権」ではカバーされていない利用行為を禁止するために制定された。そのため、デジタル著作物に施されたアクセスを制限する保護技術手段を回避してはならないと規定するだけでなく、保護技術を回避するために使用されるツールもすべて禁止している。

2. 2 例外規定

DMCAはこのように、一般公衆による情報の利用を強く妨げる恐れがある規定となっている。特にアクセスコントロール技術の保護はWIPO著作権条約に定められたところを超えており、当初から権利者側の保護に傾き過ぎているという指摘があった。そのため、これらの禁止事項にはいくつかの例外規定が設けられている。具体的には、1201条は、非営利の図書館、公文書庫および教育機関、リバースエンジニアリング、暗号化の研究のためには適用されない⁵⁾。また、DMCAはそもそも、エンターテインメント産業の激しいロビー活動の結果採択された法律であったため、エンターテインメント関係のデジタル著作物を保護することを想定して作られた法律となっている。

3. Lexmark v. Static Control Components 事件⁶⁾

3. 1 事件概要

このような背景のもと、2002年12月プリンタメーカーLexmark社が同社のコンピュータチップに似たチップを販売するStatic Control Components (SCC) 社をDMCA違反で提起したのが本事件である。Lexmarkはケンタッキー州の会社でHewlett-Packardに次いで米国第2位のプリンタメーカーであり、2003年の収入は48億ドルにのぼるワールドワイドな大手プリンタメーカーである。一方、Static Control Components (SCC) 社は、ノースキャロライナにある約1,000人の従業員からなる主にテクノロジーを利用した製品を手がける会社である。

紛争の対象となったトナーカートリッジは、トナーと感光ドラムが装備された交換可能な現像用ユニットであり、印刷品質を決定する重要な部分である。プリンタ本体が約200～数千ド

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ルであるのに対し、それに対するトナーカートリッジは約100ドル以上である。単純計算しただけでも数回トナーカートリッジを交換すればプリンタ本体の価格を上回ってしまうほど高価な商品である。プリンタメーカーが、トナーカートリッジを含むアフターマーケット製品で莫大な利益を生み出しているのは明らかだ。これほど高価にもかかわらずトナーカートリッジは従来使い捨てが普通だった。それに目をつけた業者が、このような使用済みトナーカートリッジを回収、分解し、感光ドラムの交換または再コーティング、ローラーその他の消耗部品の交換、トナー詰替えなどを行って組み立て直した、再製品が、いわゆる再製トナーカートリッジである。再製品は新品購入より3割ほど安く、また、環境保全意識の高まりなどから⁷⁾、再生トナーカートリッジを製造する企業およびそれを利用する消費者の流れは止められなかった。現在、再製品業者のシェアはトナーカートリッジ市場全体の約4分の1を占めているという。

プリンタメーカーはこのような再製品業者に対抗すべく、純正トナーカートリッジを購入させるため、再製品では印刷品質が劣る可能性がある⁸⁾と警告したりしてきた。更に最近では、トナーカートリッジに第三者の業者による再製造を困難にするような設計変更を加えたり、使用済みトナーカートリッジが外部の再製品業者に流れないように回収したり、従来「使い捨て」としていたのを改め、自ら再製品としたものを多少割安に提供するようにもなっている。これは公正な市場原理の結果である。

しかし、その一環として、Lexmark社は最近、純正のトナーカートリッジに小さなコンピュータチップを組み込むようになった。純正のトナーカートリッジに特別なチップを搭載することにより、トナーが切れるとプリンタが使用不能になり、次に再び純正のトナーカートリッジがセットされたら再び使用可能になるという

仕組みである。純正品以外のものを排除する目的で搭載されたこのようなコンピュータチップは「キラーチップ」などと呼ばれる。この仕組みでは、純正のトナーカートリッジにキラーチップを、プリンタには対応するファームウェアを搭載してある。ファームウェアがキラーチップから暗号の鍵を取得すると、プリンタが動作を開始する。トナーカートリッジが空になると、キラーチップはファームウェアにそのデータを送って印刷を停止させる。このコンピュータチップがなければLexmark社製プリンタはそのままでは再製品のトナーカートリッジを受け付けないため、プリンタは機能しない。これは、プリンタメーカーLexmark社が、SCC社のような非純正トナーカートリッジを製造している企業を退けるための措置である。しかし、SCC社もこれに負けてはおらず、そのプログラムを模倣する方法を割り出し、それらのプリンタがきちんと機能する再生トナーカートリッジのための代替キラーチップを再製品業者向けに供給し始めた。それをインストールすると、同社のトナーカートリッジを(再び)Lexmark社製プリンタで動作させられるようになる。

3. 2 連邦地方裁判所判決

2002年12月にLexmark社は、この代替キラーチップの販売を止めさせるため、ケンタッキー東部地区米連邦地方裁判所にSCC社を提訴した。訴えた理由は特許権の侵害や営業秘密の横領ではなく、この互換チップがデジタル・ミレニアム著作権法(DMCA)に違反しているというものだったため注目を集めた。

(1) Lexmark社(原告)の主張

Lexmark社は、同社製プリンタに搭載されたファームウェアは著作権を有しており、純正トナーカートリッジのコンピュータチップは著作物へのアクセスを制御する技術的な手段だと

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

主張した。そして、SCC社のチップ（Smartekチップ）には同社のプログラムの不正なコピーが含まれており、デジタルミレニアム著作権法（DMCA）に違反していると主張した。

(2) Static Control Components (SCC) 社 （被告）の主張

これに対して、SCC社は、(a)DMCA第1201条はアフターマーケット企業に対してトナーカートリッジとプリンタの再製品化の目的でソフトを開発することを認めており、SCC社のSmartekチップは完全に合法である、(b)DMCAはリバースエンジニアリングなどの免責条項を設け、捜査活動、暗号化の研究、セキュリティテスト、相互運用性の実現などの活動を明確に認めている、(c)Smartekチップの製造は米著作権法に明記されている従来の公正使用権によっても保護されている、(d)Lexmark社はサードパーティメーカーが非純正のトナーカートリッジを製造しづらいう自社のトナーカートリッジにコンピュータチップを組み込むことで、公正な競争を阻害し独占禁止法違反である、などと主張した。

3. 3 仮差止め処分⁸⁾

しかし、2003年2月27日、連邦地裁は、Lexmark社のコンピュータチップは何通りにも書くことができるため思想を表現したものである等を理由にその著作物性を認め、SCC社のトナーカートリッジチップ「Smartek」は、その著作物へのアクセスを技術的に回避しているとして、Lexmark社側の訴えを認め、SCC社に対しトナーカートリッジチップの販売停止を命じる仮処分を言い渡した。これによって業界における緊張が高まった。というのも、これによってチップが埋め込まれた再製品の開発、販売が全くできなくなる可能性が濃厚になってきたからである。SCC社が主張していたリバース

エンジニアリングに関するDMCAの適用除外についても認められなかった。これに対してSCC社は、当然のこととして仮差止め命令処分について控訴した。

尚、仮差止め処分後、2003年3月3日、SCC社はLexmark社を、自社プリンタ向け再製品トナーカートリッジの市場を不法に独占し、消費者および再製品業者に対して知的財産訴訟をもって脅かし、関連市場を独占しようとしているとしてcivil conspiracy、独占禁止法違反、虚偽広告、product libel、不正競争防止法違反などを理由にノースキャロライナ州グリーンズボロの米連邦地裁⁹⁾に反訴した¹⁰⁾。この訴訟の中でSCC社は、Lexmark社の不正な事業慣行によってビジネスを妨害されたとして1億ドル以上の損害賠償を求めた。

3. 4 米国著作権局の意見

その後、米国著作権局は2003年10月28日発行の意見書で、DMCAを盾にするLexmark社の主張は根拠がないとの判断を示した。すなわち、著作権局は、DMCAを根拠にしたLexmark社の主張を退け、トナーカートリッジ再製品業者がトナーカートリッジ再生のためにプリンタ部品をリバースエンジニアリングするのは合法と認めた。つまりこれは、アフターマーケット企業がトナーカートリッジやプリンタを再製品化する目的でソフトを開発することは、DMCAには違反しないとの見解を示したもので、著作権局の意見は、裁判所に対して拘束力は持たないが、影響を与えることは避けられないとみられ、控訴審判決の判断が待たれていた。

3. 5 連邦控訴裁判所判決¹¹⁾

2004年10月26日、仮差止め処分に対する控訴審で、連邦控訴裁判所(6th Circuit)はLexmark社のSCC社に対する主張はいずれも認められず、米連邦地方裁判所は仮差止め処分を出すべきでは

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

なかったとして、米連邦地方裁判所が出していたSmartekチップ販売を禁じた仮差止処分を取り消す判断をくださった¹²⁾。

本事件において、控訴裁判所(6th Circuit)は、Lexmark社のコンピュータチップは、他社互換製品を排除するためだけのものであり、そのようなロックアウトコードは、著作権の保護対象である「オリジナルな表現 (original-expression) ではなく、むしろ機能的な思想 (functional-idea) に過ぎない」としてその保護対象性を否定した (反対意見あり¹³⁾)。また、仮に保護対象性があったと仮定しても、SCC社のSmartekチップには、その中の最後の免責条項 (リバースエンジニアリングに対する1201条(a)項の適用除外) が適用されるはずであるとも明示し、本一連訴訟に一応の終止符がうたれた。

4. The Chamberlain Group v. Skylink 事件¹⁴⁾

4.1 事件概要

このほかにも、DMCAをふりかざした同様の争いが繰り返された。しかも、その訴訟は、CAFCに控訴されたためDMCAの限界についてCAFCが意見を述べた最初の訴訟として注目を集めた。それが、Chamberlain社がSkylink社を相手取って起こした訴訟である。

Chamberlain社は、米国コネチカット州にあるホームセキュリティ製品メーカー会社で、ハンドヘルド式リモコンと、ガレージの天井に取り付けるガレージ扉開閉機とから構成されているガレージ扉開閉装置を販売する。Chamberlain社は、自社のガレージ扉開閉装置に、操作ごとに通信コードが変わる「ローリングコード」という特殊なソフトウェアを使用している。一方、Skylink社は、カナダの会社で、どんなガレージ扉の開閉装置とも互換性のあるリモコンを製造し、米国市場で販売している会社である。こ

のSkylink社の携帯型リモコンがChamberlain社のコードを呼び出して、Chamberlain社製のガレージ扉開閉装置を操作できる。

4.2 連邦地方裁判所判決

Chamberlain社は、Skylink社の携帯型リモコンがChamberlain社のコードを呼び出して、Chamberlain社製のガレージ扉開閉装置が操作できることを理由に、Skylink社はDMCA違反である¹⁵⁾としてイリノイ州北部地区連邦地方裁判所に訴えた。

(1) Chamberlain社 (原告) の主張

Chamberlain社は、自社技術を保護するための対策として、操作ごとに通信コードが変わる「ローリングコード」という特殊なソフトウェアを自社のガレージ扉開閉装置に組み込んでいる。Chamberlain社は、このローリングコードが技術保護手段にあたり、Skylink社製のハンドヘルド式リモコンは、Chamberlain社のガレージ扉開閉装置を作動できるため、このローリングコードを不正に回避している、と主張した。また、被告であるSkylink社が技術手段を「回避」する行為を行っているため、Skylink社が著作権者からのアクセスする許諾があったことを立証しなければならない、と主張した (立証責任の問題)。また、Chamberlain社はローリングコードが解読されることは予測していなかったため、代替品を使用することの制限について何ら規定を設けていなかった、とも主張した。

(2) Skylink社 (被告) の主張

Skylink社は、ガレージ所有者が、リモートコントロールを紛失した場合にも自分のガレージを開閉する権利があり、そのためには別の会社から別のリモートコントロールを買うことを選ぶことができるはずだと主張した。また、Chamberlain社はこれまで、ローリングコード

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

式ガレージ扉開閉装置を購入する家庭ユーザーに対して、開閉装置にアクセスするために使用が許可される、または許可されない代替品リモコンや追加品リモコンのタイプについて、何ら制限を設けておらず、マニュアルにも、箱にも、取扱説明書にも、制限に関する記載は全くなかったとも指摘した。更に、DMCA侵害が成立するためには、著作権で保護された作品に、著作権者の許諾を得ずにアクセスが行われなければならないが、Chamberlain社のガレージ扉開閉装置に使用されているソフトウェアにとって、不正アクセスが存在しないため、DMCA違反もあり得ない、とも主張した。具体的には、Skylink社のリモコンがChamberlain社製品に内蔵されたコンピュータ処理を稼動するが、この処理は著作権で保護された作品へのアクセスとはみなされないと反論した。更にSkylink社の製品は、DMCAの中の相互運用性を許可する適用除外の条項の範囲に入ると付け加えた。

(3) 連邦地方裁判所判決

Chamberlain社は、2002年12月、サマリージャッジメントを求める申し立て (motion) をイリノイ州北部地区連邦地方裁判所に提起した。当裁判所は、Chamberlain社の主張が仮に正しいとすると、Chamberlain社のリモコンをなくした顧客が、他社製のリモコンを使うなどの手段でローリングコードを回避して開閉装置を操作した場合にもDMCAに違反したことになる、DMCAはそこまで求めていないと解釈した。また、「技術手段の回避」という1201条の文言は、1201条(a)(3)(A)の定義にあるように「著作権者の許諾なく、スクランブルがかかっている著作物のスクランブルを解除し、暗号化された著作物の暗号を解除し、またはその他技術的手段を回避し、迂回し、除去し、無効にし、もしくは損壊することをいう。」(下線は著者による強調)を意味し、Chamberlain

社はリモコンの販売にあたって暗黙の許諾 (implied authorization) を消費者に与えているとして原告Chamberlain社の主張を認めなかった。

その結果、連邦地裁は、Chamberlain社のサマリージャッジメントを求める申し立てを却下し、むしろサマリージャッジメントが認められる可能性があるのはSkylink社だと示唆した¹⁶⁾。これを受けて、Skylink社は2003年9月にサマリージャッジメントを求める申し立てを行い、2003年11月13日にイリノイ州連邦地裁は、Skylink社のサマリージャッジメントを認める判断をくださった¹⁷⁾。

4. 3 連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) 判決¹⁸⁾

Chamberlain社は、自らが申し立てたサマリージャッジメントについては控訴せず、Skylink社が申し立てたサマリージャッジメントが認められた判決について、連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) に控訴を申し立てた。CAFCは、2004年8月31日、第一審判決 (サマリージャッジメント) を維持する判決をくださった。

Chamberlain社は、控訴の理由の一つとして、原告がアクセスに著作権者の許諾があったことを証明する責任があるとした地裁の判決が誤りであったと主張していた。これについてCAFCは、1201条(a)(3)(A)は、アクセスを著作権者の許諾なく…と定義しており、従って、法は、被告はそのコピーが著作権者からの許諾を得たものであることを証明しなければならない責任があり、一方、原告は、そのアクセスが許諾なしで行われたものであることを証明しなければならない責任を負っているとして地裁判決の正当性を支持した。すなわち、CAFCは、DMCAによって著作権者には新たな権利は付与されるのでも、従来から著作権法により認められてきた権利が剥奪されるのでもなく、技術回避禁止条項と不正取引禁止条項により新たな

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

責任を課しているのである、という点を明確にした。

また、Chamberlain社の主張が仮に正しいとすると、§ 1201(c)(1)に直接矛盾すると指摘した。つまり著作権法は、そもそも消費者にChamberlain社のソフトウェアにアクセスすることは認めている（ただし、それを複製（コピー）することは認めていない）。従って、例えば、組み込まれたソフトウェアのコピーを含んだ製品を購入した消費者は、そのソフトウェアのコピーを使用する法的権利を有し、その固有の権利を、Chamberlain社は否定することはできない、と判事した。

5. 考 察

5.1 DMCAの拡大解釈への歯止め

(1) 保護対象拡大意見と新責任追加意見

Chamberlain事件の重要なポイントの一つは、DMCAが新しい財産権を法的に認めたものではないと明示したことである。米国著作権法は、その保護対象を「現在知られているまたは将来開発される有形的表現媒体であって、直接にまたは機械もしくは装置を使用して著作物を覚知し、複製しまたは伝達することができるものに固定された、著作者が作成した創作的な著作物に及ぶ。」とし、「著作者が作成した著作物には、(1) 言語著作物、(2) 音楽著作物（これに伴う歌詞を含む）、(3) 演劇著作物（これに伴う音楽を含む）、(4) 無言劇および舞踊の著作物、(5) 絵画、図形および彫刻の著作物、(6) 映画およびその他の視聴覚著作物、(7) 録音物、ならびに(8) 建築著作物、を含む。」と、列挙している¹⁹⁾。そして、DMCAが1201条において著作権法による保護対象物にアクセスする技術手段回避を禁止していることから、DMCAは著作権法による保護対象を拡大したのかについて争われたのが上記一連の訴訟であ

る。この点、CAFCは、DMCAは新しい財産権を法的に認めたものではなく、むしろ訴訟原因となる責任を創設したものであると明言した点を評価したい。この解釈は「本条のいかなる規定も、著作権侵害にかかる本編に基づく権利、救済、制限または抗弁（フェア・ユースを含む）に影響を及ぼさない。」と規定する1201条(c)(1)とも、また、「いかなる場合にも、著作者が作成した創作的な著作物に対する著作権による保護は、着想、手順、プロセス、方式、操作方法、概念、原理または発見（これらが著作物において記述され、説明され、描写され、または収録される形式の如何を問わない）には及ばない」と規定する102条(b)とも相容れる。ただし、新しい財産権を法的に認めたものと、訴訟原因となる責任を創設したものであるものということは、微妙な差であり線引きは難しい。両者を区別する鍵となるのは、技術手段の回避に著作権者の許諾があったかどうかである。すなわち、DMCAが新たに規定したのは、（従来から）著作物性のあるものに著作権者からの許諾なくアクセスする技術的手段を回避した場合について規定していることから、本規定は、新たな責任を創設した規定に過ぎないのである。

(2) 立証責任の明確化

また、Chamberlain事件は、原告（および被告）の立証責任を明確にしたという意味でも意味がある。本事件では、原告は、(1) 有効な著作物のオーナーシップ、(2) 回避された技術手段によってその著作物が有効にコントロールされていること、(3) 第三者が現にアクセスできること、(4) 著作権者からの許諾がなかったこと、(5) 著作権法によって保護されている著作物が侵害されていること、(6) (i) その製品が、回避することを主目的として被告によって設計または製造したものであること、または (ii) 回避以外に限定的な商業的重要性の代わりに入

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

手可能であること、(iii) 技術手段をコントロールする回避手段の使用のために販売されたこと、を証明しなければならないと明示した。Chamberlain社はこれらのうち、「著作権者からの許諾がなかった」ことを証明することができなかった。Chamberlain社は、この要件は被告が立証すべきだと主張したが、上述のように本要件は新たな責任を創設したに過ぎなく、仮にChamberlain社の主張が正しいとすると1201条(c)(1)(上記(1)に条文引用)とも矛盾する。更に、DMCA制定過程を振り返ってみると、重要だったことは近年の技術革新の観点から著作権者とユーザーとの利益のバランスを考慮することであった。すなわち、著作権法は著作物を保護する一方でその利用も促進するというのが法の趣旨であったが、デジタル世代への移行に伴い、デジタルフォームで著作物を従来どおり提供可能にすると、容易に著作権侵害が行われることになってしまう。そのために制定されたのがDMCAであり、だとすると著作権者に新しい権利を認めるのではなく、従来からの著作物について、その著作権を侵害しないようにする責任を第三者に課したと謳った本判決は妥当である。

(3) Chamberlain控訴判決 (CAFC) 直後の Lexmark控訴判決 (6th Circuit) の意義

Chamberlain事件においてCAFCは、メーカーであるChamberlain社は、例えChamberlain社が、ガレージ扉開閉装置の制御に使用しているソフトウェアの著作権を所有していたとしても、一度ガレージ開閉装置を販売した以上、消費者に対して、そのガレージを開閉するリモコンのブランド名まで指図する権利はないとしてChamberlain社の訴えを棄却したが、このCAFC判決はChamberlain社の消費者に対する告知不足が根拠となっており、問題の核心には真正面から触れていない。すなわち、この判断

に基づくと、メーカーが他社製品との併用はできないとするラベルを貼り、消費者に告知を十分にした場合には、この判決は先例としては生きてこない可能性があった。

しかし、このCAFC判決の直後の2004年10月26日に出されたLexmark事件の連邦控訴裁判所判決がこの不十分な点を補充する。そのようなロックアウトコードを用いたキラチップそのものに著作物性がなく、仮に著作物性があるものであったとしても、それにアクセスすることはリバースエンジニアリングに対する1201条(f)項の適用除外が適用されるとしたからだ。リバースエンジニアリングに関する1201条(f)の例外規定は、合法的にそのコンピュータプログラムの複製利用権を持つ人によって、他のプログラムとの相互運用性を達成するために必要なプログラムの要素を確認し、解析する目的でのみ行われる、著作権法の許す限りの回避行動、およびそのような回避を目的とする技術的な開発行為を可能にするものである。例えば、DVDコードをリバースエンジニアリングしてそれをLinuxで動くようにする必要がある場合、この法律は明らかにそれを合法だとしている。更に、1201条のいかなる記述も、公正使用権を含む、著作権の侵害に対しての権利や救済法や限定や抗弁に影響を与えないことが第1201条(c)(1)に明記されている。これらの適用除外条項は非常に重要であったため、下院通商委員会委員長のコメントとして「委員会の見解としては、家庭用あるいは業務用の装置を他の技術と相互運用できなくするような、技術的手段に起因する相互運用性の問題やその他の有害効果を、メーカー、消費者、小売業者、専門サービス提供者らが解決しようとするとき、その行為は妨げられるべきではない」というのが明記されているほどである。Lexmark控訴判決では、著作物性を否定²⁰⁾しつつも、仮に著作物性があったとしても…として例外規定の適用可能性について上

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

記の法採択経過および1201条(c)(1)項の解釈との整合性から説明している。

更に、Lexmark事件で裁判所は、SCC社のチップは、Lexmark社のチップにアクセスすることを提供しているのではなく、Lexmark社のチップに置き換わるものを提供しているのであると認定し、その結果、Lexmark社のチップにアクセスしているのは消費者であるとした。消費者はLexmark社よりプリンタを購入しているため、そのチップにアクセスする権利があるとして、違う角度からも再製品業者のDMCA違反の可能性を否定する結論を一步進めた。

5.2 ビジネス手法の問題点

この訴訟がそもそも生じた大きな要因は、冒頭にも記載したようにアフターマーケットで儲ける業界のビジネス手法にある。これらの業界では、プリンタ、携帯電話、カミソリ、などなどハードを市場価格よりも安く（時には原価割れで）売り、「消耗品」（月額利用料、放映時間、カミソリの刃、トナー／インクカートリッジ）で利益を出すという仕組みになっている。そもそもこのビジネス手法が公正な市場原理に反するのではないかと思う。Lexmark事件の仮差止め処分後にSCC社がLexmark社を独占禁止法違反に反訴したことがそれをよく裏付ける。上記一連の訴訟において、もし原告が勝訴していたらあらゆるメーカーが、再製品だけでなく競合会社製品を退けるために自社製品に小さなチップを組み込み、メーカーの独占市場の世の中になってしまっていただろう。自分が持っている製品の製造元からしか部品・消耗品を買えなくなったら、その価格は当然のことながらそのメーカーが単独で任意に決められ、市場経済は価格に反映されず当然価格は跳ね上がる。これは明らかに公正な市場原理に反している。不公正なビジネス手段が生じるのは経済の常である

が、それは公正な市場原理にのっとなって結局は排他されていく。つまり、コンピュータチップを使って純正品を守るのは一つのビジネス手法と仮に言えたとしても、それを破るコンピュータチップの開発もまた市場原理の一つであると思う。しかし、今回の一連の事件で、技術革新を保護するための別の法律、DMCAを盾にとったことから、話はややこしくなった。私はDMCAの存在を否定しているのではなく、公正な市場原理を歪めるために法律を濫用することに注意を喚起したい。

この点、Lexmark控訴判決で、SCC社はLexmark社の不正な市場独占を強く訴えたが、裁判所はSCC社のように再製品製造目的でコンピュータチップを提供する行為に、DMCAを振りかざして著作権法違反であるとは主張できないと判示したに過ぎない²¹⁾。すなわち、SCC社が別の目的でチップを提供していた場合はSCC社は敗訴したであろうし、また、控訴裁判所は原告のようなハードメーカーに再製品防止目的でコンピュータチップをハードに埋め込むことまで禁じたわけではない。従って、ハードメーカーは依然として再製品防止目的でコンピュータチップをハードに埋め込むことを続け、埋め込まれたコンピュータチップが解読されて再製品が出回るまでは再び莫大な利益を享受するだろう。そのためにハードメーカーはより解読困難なコンピュータチップを埋め込むことも予測される。そして解読困難なコンピュータチップになればなるほどその著作物性が認められ、SCC社のような被告が敗訴する可能性は高くなる。従って、本判決においてこの類のビジネス手法自身が独占禁止法違反の可能性があり、この手法は採択すべきではないという点まで指摘して欲しかった。例えば、欧州連合ではすでにこの種のビジネス手法が禁止される法案が可決されている⁷⁾。ただし、Chamberlain事件においてCAFCは、Chamberlain社解釈に従う

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

と、アフターマーケットにおける独占禁止法違反さらには著作権のミスユースにもつながるとも指摘したので、少なくともこの言及がこのようなビジネス商法の活性化への抑止力になることを期待する。

(以下の段落は脱稿後追加)

尚、本事件にはその根拠法として米国著作権特有のDMCAが用いられたが、これに似た事件はDMCAのような法律が存在しない日本でも発生している。例えばプリンタメーカーのキヤノンが、使用済みのキヤノン製カートリッジ本体に他社製のインクを入れて商品化した再利用を行っているリサイクル業者を特許権侵害で訴えた事件がそれである。しかし、2004年12月8日、東京地裁は、トナーカートリッジへのインク詰め替え行為は特許権を侵害しないとしてキヤノンの請求を却下した²²⁾。興味深い点は、特許権侵害を認めなかった理由として、トナーカートリッジへのインク詰め替え行為は、特許権を侵害する再生産行為ではなく、修理の範囲内であると認定し、更に、リサイクル可能な物品のリサイクルを行うことは社会全体にとって極めて有用かつ重要であるとして環境問題の観点まで言及している点である(この点、欧州議会と立場を共通にするといえる)。また、東京地裁²³⁾は、純正品を使うかリサイクル品を使うかはプリンタの所有者が価格との兼ね合いを考慮して決定すべき事項であるとして、特許権侵害を理由に再製品を規制することは消費者保護観点から妥当でない意味合いの意見を述べている。結果として、著作権法、特許権法などいかなる法律を用いてもこの手のビジネス商法は認められない方向に世界が動きつつあると考えたい。

5.3 特許制度との混同

本事件において、ハードメーカーがソフトウェアに特許をとっていたら本事件の行方はどう

なっていたのだろうか、と疑問がおきてやまない。ソフトウェア/コンピュータプログラムは特許の保護対象の範囲内であることは米国でも同様である(米国では、上記考察(1)で言及した米国著作権法102条(a)(1)「言語著作物(literary works)」の一態様として保護されている。)。実際、本事件で、原告は当初特許権侵害も主張していたが¹⁵⁾、サマリージャッジメントまたは仮差止処分¹⁶⁾の申し立ての段階で特許侵害についての主張を落としている。これは、DMCAの主張が最も認められる可能性が高かったため、可能性の少ない主張を落としたためではないかと推測される。しかし、仮にその特許権侵害クレームでの勝率が濃厚であったらどうなったのだろうか? Lexmark社顧問弁護士は次のようにコメントしている。「当社は研究開発に年間何億ドルもの予算を投じ、大切な顧客の皆さまに最高の技術と最高のサービス、サポートを提供できるよう努めている。当社の印刷ソリューションとサービスは当社独自のものであり、われわれは競合他社との差別化に必要な知的所有権を何としても守っていく所存だ」。このコメントは特許制度の根幹の趣旨と似ていないか? 確かに、研究開発に多額の投資をして新製品を開発し、それを市場に出した途端に、他社後続社がそれを真似し、研究開発費がかかっていない分、類似製品を安く販売して儲けるといのはよく生じる問題である。しかし、これでは誰も研究開発をしなくなりひいては技術革新は望めない。その調和を図るために創設されたのが特許制度である。

しかし、上記一連の訴訟で焦点になったのは著作権法である。特許法の保護目的は、発明および発見を保護することによって技術進歩を促進することであり、著作権法の保護目的は、創作的に表現されたものを保護することによって文化の発展に寄与することである。新しく開発された技術を守るのが特許制度であり、その新

技術を他社が真似したらそれは特許法で排除される。一方、純正品を保護するための法律はない。これは公正な市場原理に反するからである。確かにLexmark社顧問弁護士のコメントのように、研究開発に何億ドルもかけているのかもしれない。しかし、それは特許や意匠で守るべき開発資本であり、技術開発に貢献していない部分までは特許や意匠の保護が及ばないのは当然である。なぜならこれらのメーカーが保護したいのは純正品の消耗品、交換部品だからである。これらは何ら新しくなく保護に値する価値が見出せない。仮にこの純正品を保護するための技術、コンピュータチップに技術的な新しさがあるのであれば、純粹にコンピュータチップを特許権で保護すればよいのである。そしてハードメーカーは、ハード本体自身に新技術があるのであればハード本体を特許権、意匠権によって保護すると同時に、本来の価格で販売すべきなのである。そしてよりよい互換性のある消耗品を開発・製造・販売すればよいのである。Lexmark社およびChamberlain社はいずれも自社純正品を保護するために特許権的な発想でDMCAを無理に主張したため、そもそもそこに大きなひずみがあったように思える。

6. おわりに

米国で生まれたDMCAは、もともと権利者への保護が強いものとして非難される中、エンターテイメント業界の激しいロビー活動の結果、可決された法律であった。そしてその予想以上にDMCAは悪用されはじめ、この一連の訴訟の結果如何では、DMCAが技術革新までも妨げる可能性さえあった。今回の控訴判決が妥当な結論だとは言え、DMCAの濫用への歯止めの一歩にしか過ぎない。今後はもう一歩推し進め、公正な市場原理についてまで言及する判例が出ることを望みたい。

注 記

- 1) IT用語辞典 <http://e-words.jp/> (参照日2004.11.11)
- 2) 電子フロンティア財団 (EFF) によると、連邦法のみならず、DMCAに類似の法案 (著作権のあるコンテンツの保護手段を回避することを禁じる法律) が各州でも著作権侵害行為を助ける装置を規制する法案がすでに可決されているという。例えば、コロラド、デラウェア、イリノイ、ミシガン、ペンシルベニア、ワイオミングなどの州である。
- 3) 「Circumvention」の訳として、「回避」または「迂回」などが考えられるが、本稿の中では「回避」で統一する。
- 4) 17 U.S.C. 1201 (a), (b). 訳: 社団法人著作権情報センター 外国著作権法令集 アメリカ編
- 5) 17 U.S.C. 1201 (d), (f), (g)
- 6) 電子フロンティア財団 (EFF) ホームページ http://www.eff.org/legal/cases/Lexmark_v_Static_Control/ (参照日2004.11.11)
- 7) 欧州連合 (EU) は、環境保護の観点から、すでにプリンタカートリッジへのコンピュータチップ搭載を禁止する法案を議決している。こうしたチップを使うと、埋め立てゴミになるカートリッジが増え環境破壊につながるというのがその理由だ。ただし、この法案が施行されるにあってはまだ解決しなければならない問題が山積みのように、2006年以前に施行されることはまずないと言われている。
- 8) Lexmark v. Static Control Components, 253 F. Supp. 2d 943 (Ky, E.D. 2003); 66 USPQ 22d (BNA) 1405
- 9) Static Control Components v. Dallas Semiconductor, and Lexmark, 56 Fed. R. Serv. 3d 307 (Nc, MD, 2003); 69 USPQ 2d (BNA) 1203. この訴訟が提起された当時、ちょうど私はこの裁判所のある隣町のロースクールに通っており、その親近感も手伝って本事件について関心を抱くようになった。
- 10) しかし、この訴訟は、訴訟原因、主張、そして証拠もほとんどが本訴と重複しているため、濫訴を防ぐ意味でも本訴において争うべきだとして訴えが棄却された。
- 11) Lexmark v. Static Control Components, 2004 U.S. App. Lexis 22250 (6th Cir, Oct. 26, 2004)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 12) 尚、仮差止命令後、SCC社が拠点を置くノースキャロライナ州の州政府は、同州においてはLexmark社のプリンタ再利用プログラム「Lexmark Return Program」(以前は「Prebate Program」と呼ばれていた)を無効とする措置をすでに承認していた。
- 13) この著作物性の争点については、担当裁判官の一人が著作物性ありとする反対意見を述べている。そのうちの一つに「著作物性」の認定があり、それだけで一大テーマになる大きな争点であるが、本稿ではその点には焦点をあてていない。
- 14) 電子フロンティア財団 (EFF) ホームページ http://www.eff.org/legal/cases/Chamberlain_v_Skylink/ (参照日2004.11.11)
- 15) Chamberlain社は、ガレージ開閉装置用の多数の通信と一つのレシーバーからなるコードシステムに関する特許を有する (US特許 Nos. 5,517,187, 6,154,544, 6,441,719, 6,377,173, 6,191,701, and 6,366,198)。Chamberlain社は、これらに基づいた特許権侵害も訴訟理由に挙げていたが、サマリージャッジメントの申し立ての際に特許侵害についての主張は落としている。
- 16) Chamberlain v. Skylink, 292 F. Supp. 2d 1023 (Ill. N.D. 2003) ; 68 USPQ 2d(BNA) 1009
- 17) Chamberlain v. Skylink, 292 F. 3d 1040 (Ill. N.D. 2003) ; 68 USPQ 2d (BNA) 1948
- 18) Chamberlain v. Skylink, 381 F. 3d 1178 (Fed. Cir., 2004)
- 19) 17 USC 102(a)および(b) (訳: 社団法人著作権情報センター 外国著作権法令集 アメリカ編)
- 20) Lexmark事件においては、著作物性ありと担当裁判官の一人が反対意見を述べていることは前記注13) で示した通りである。
- 21) Lexmark控訴判決では、本判決はこのようなコンピュータチップに限定されることなく、独占市場化のためにDMCAを利用することはできない点、強調して判示しているが、それでもこのようなビジネス手法そのものをストップさせることまでの言及ではない。
- 22) 平成16年12月8日 東京地裁 平成16(ワ)8553, 平成16年12月8日 東京地裁 平成16(ワ)8557 特許権 民事訴訟事件
- 23) ただし、東京地裁は回収した「使い捨てカメラ」にフィルムを入れ直した再製品について特許権侵害を認めており本事件との判断が分かれている。

(原稿受領日 2004年11月15日)